

学校感染症の種類と出席停止期間（学校保健安全法施行規則）

< 第一種感染症 >

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、疱瘡、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ポリオ、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がSARS・コロナウィルスに限る)、鳥インフルエンザ(H5N1)、 <u>新型インフルエンザ等感染症</u> 、 <u>指定感染症</u> 及び <u>新感染症</u>	出席停止の期間 ・・・ 完全に治癒するまで
---	-----------------------------

< 第二種感染症 >

インフルエンザ ※鳥インフルエンザ及び新型インフルエンザを除く	発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は5日間の適正な抗菌薬による治療が終了するまで
麻疹	解熱後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘(みずぼうそう)	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱(プール熱)	主症状が消失した後2日を経過するまで
結核	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで

※病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めた時は、この限りではありません。

< 第三種感染症 >

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、流行性角結膜炎、腸チフス、パラチフス、流行性出血性結膜炎、 <u>その他の感染症</u>	病状により学校医その他の医師において伝染のおそれがないと認めるまで
--	-----------------------------------

◎その他の感染症とは、学校で流行が起こった場合にその流行を防ぐため、必要であれば、校長が学校医の意見を聞き、第三種の感染症としての措置を取ることができる疾患の事です。

※条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる疾患として

溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、ヘルペングーナ、伝染性紅斑(りんご病)、マイコプラマ感染症、流行性嘔吐下痢症、アタマジラミ、水いぼ(伝染性軟疣腫)、伝染性膿痂疹(とびひ)

令和 年 月 日

保護者 各位

南部高等学校龍神分校

学校感染症による出席停止扱いについて（インフルエンザを除く）

いつも学校保健にご協力いただきありがとうございます。

さて、学校保健安全法により、生徒が下記の感染症にかかった場合、本人の休養と他人へのまん延・流行を防ぐため、出席停止（欠席扱いにしない）の措置をとることになっています。万一お子様が医師により感染症と診断された場合は、ご家庭でゆっくり療養させてあげてください。学校感染症が治って登校する時には、医師による下記証明書が必要です。ご面倒ですがよろしくお願いいたします。

尚、証明書は学校に置いています。ご不明な点は学校にご相談ください。

学校感染症証明書・登校許可書

南部高等学校 龍神分校

年 氏名

病 名 （)

発症日 令和 年 月 日

期 間 令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日 まで

上記の疾病のため、登校停止を必要と認めるとともに、治癒し感染の恐れのないことを証明します。

令和 年 月 日

医療機関名

医師名

印